

参考資料

- 参考資料 1 第 3 次愛媛県肝炎対策推進計画の概要
- 参考資料 2 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業チラシ
(妊婦健診)
- 参考資料 3 令和 8 年度肝炎対策予算案の概要(厚生労働省)

第3次愛媛県肝炎対策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

肝炎対策基本法に基づき策定された国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」等を参考にしつつ、肝炎の予防と早期発見、安心して治療が受けられる社会の実現を図るため、第2次計画を基に本計画を策定。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度まで〈5年間〉

3 計画のスローガン（第2次計画を継承）

まずは『予防』、そして『早期発見』と『安心して治療の継続』ができる社会を目指して

4 計画のポイント

◆肝炎に関する正しい知識の普及啓発の強化と肝炎ウイルス検査の促進

無関心層への知識啓発を図り、肝炎ウイルス検査受検者数の増加を図る。

◆肝炎治療等の継続に対するフォローアップの強化

肝炎医療コーディネーターの養成及びスキルアップを促進することで、治療等の継続に関する患者等の理解の促進及び医療費助成制度の利用促進を図る。

5 計画の内容

◆現 状

本県の肝及び肝内胆管がん75歳未満年齢調整死亡率は上位に位置しており、全国的にも高い水準で推移。

◆「総合指標」と「成果指標」

【総合指標】

肝及び肝内胆管がん粗死亡率（人口10万対）を3割低下させ、全国平均レベルを目指す。粗死亡率（人口10万対）：26.6（全国20.2）⇒18.6へ

【成果指標1】 肝炎ウイルス検査受検件数を増加。

肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、健康診査と併せて肝炎ウイルス検査が受検できることなどについて周知していくことにより、受検件数を増加。

検査件数：約75,000件 ⇒ 約130,000件へ

【成果指標2】 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業による初回精密検査費用の助成件数を増加。

肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎治療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後におけるフォローアップ事業を推進。特に初回精密検査について重点的に取り組むことで、円滑な定期検査及び早期治療のための受診勧奨を促進。

初回精密検査数：56件 ⇒ 100件へ

【成果指標3】 肝炎医療コーディネーターの認定者数を増加。

肝炎対策の正しい知識を持ち、感染が判明した後に適切な医療に結び付け、患者・家族等への相談に応じる専門知識を持った人材の養成及び資質を向上。

肝炎医療コーディネーター認定人数：491人 ⇒ 600人へ

◆「基本目標」と「重点目標」

【基本目標 1】 肝炎の予防と早期発見

- 一人ひとりが新たな感染が生じないように正しく行動することが大切。
- 少なくとも一人1回は肝炎ウイルス検査を受検し、感染の有無について早期に認識できるよう、正しい知識の普及啓発及びウイルス検査を促進。

【重点目標 1】 肝炎の予防と早期発見に関する正しい知識の普及啓発の推進

肝炎デーや肝臓週間における集中的な啓発活動や若者に対する情報提供を行うほか、医療機関や健診機関等と連携した効果的な啓発を推進。

【重点目標 2】 肝炎ウイルス検査の促進

肝炎ウイルス検査に関する広報活動を強化するほか、がん検診や特定健診等他の健診と連携し、受検機会を確保。

検査を受けられる機会を確保する等の取組を強力に進め、検診体制等の利便性に配慮した検査体制を整備。

【基本目標 2】 安心して治療が受けられる社会づくり

- 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者に対する検査後のフォローアップ体制を整備、推進。
- 患者等が働きながら継続的に治療を受けるため、高度専門医療が地域偏在なく提供される体制の整備や、経済的、精神的不安の軽減のための支援を充実。

【重点目標 1】 要診療者への継続した保健指導体制の確保

市町、保健所や職場の健康管理を担当する関係者が、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや肝炎患者等に適切な医療機関への受診勧奨を連携して行う体制について検討するほか、中心となって進める人材（肝炎医療コーディネーター等）の育成及び資質を向上。

【重点目標 2】 かかりつけ医と専門医療機関の連携

医療機関が適切に機能しているか確認するとともに、人材の資質の向上に努め、肝疾患診療連携拠点病院が中心となって肝疾患専門医療機関等の水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携強化を図り、地域偏在なく適切な肝炎治療が受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制を強化。

【重点目標 3】 肝炎患者及びその家族等に対する相談支援の充実

肝疾患診療連携拠点病院等と連携し、肝炎患者等の利便性やニーズを考慮し、より効果的に情報提供し、相談体制を充実。

【重点目標 4】 肝炎の治療等に関する正しい知識の普及啓発の推進

肝炎についての正しい理解の促進のために、関係機関と協力し、分りやすい情報を提供するとともに、受検や継続受診の必要性の啓発を推進。



妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方へ

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

を実施しています



愛媛県イメージアップ
キャラクターみきゃん

B型・C型肝炎ウイルスに感染した場合、自覚症状がないまま病気が進行し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと重症化する可能性があります。また、母親が肝炎ウイルスに感染している場合、適切な治療や感染予防をしなければ、赤ちゃんにも感染してしまう可能性があります。

このため、肝炎ウイルス検査で陽性が分かったら、

早めに肝臓専門医を受診し、精密検査を受けることが大切です。

愛媛県では、早期治療につなげ、重症化を防ぐために、検査や受診後のフォローアップと精密検査費用の一部を助成する事業を実施しています。

陽性者のフォローアップ

ご本人の同意を得た上で、調査票を年1回送付する等の方法で、医療機関の受診状況や診療状況を確認して、必要に応じて電話等により受診することをお勧めします。

初回精密検査とは

肝炎ウイルス陽性判明後、ウイルス量や現在の肝臓の状態を調べ、その後の治療方針を決めるための検査のことです。主に、下記のような検査があります。

血液検査



肝炎ウイルス量や、肝臓の炎症の程度、肝機能の状態、腫瘍マーカーなどを調べます。

超音波検査



肝硬変や肝がんの有無など肝臓の状態を詳しく調べます。

肝炎に関する相談窓口について

愛媛県では、愛媛大学医学部附属病院へ委託し、「肝疾患診療相談センター」を設置しており、肝炎患者さんやそのご家族、診療に携わる医療関係者の方からの相談対応や専門医療機関に関する情報提供等を行っています。肝炎のことで不安や疑問があれば、メールフォームやFAXにてお問い合わせください。



検査費用の助成

初回精密検査のうち助成対象となる検査費用について、自己負担額の全てを申請により償還払います。(申請方法は裏面をご覧ください。)

1 対象者

愛媛県内在住であり、請求日から1年以内(※1)に妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方

※1: 出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではありません。

2 助成条件

- ① 県保健所や市町が実施するフォローアップを受けることに同意していること
- ② 医療保険各法(後期高齢者含む)の被保険者、被扶養者であること
- ③ 『肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関(※2)』で検査を受けること

※2: 肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関とは

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会が作成した

『肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関』リストに掲載されている機関です。

リストは県ホームページで確認できます。「肝炎ウイルス」をご確認ください→

医療機関リスト



3 対象検査

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用

- a 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像)
- b 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)
- c 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD)
- d 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量)
- e 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等)
- f 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量)
- g 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))

4 申請に必要な書類

- ① フォローアップ事業参加同意書(様式1)
- ② 肝炎検査費用請求書(様式3)
- ③ 医療保険の支給に関する情報を確認できる資料等(※3)
- ④ 医療機関の領収書及び診療明細書
- ⑤ 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し(※4)

※3: マイナンバーの提出により、省略することができます。

※4: 母子健康手帳で確認ができない場合は、医療機関が発行する肝炎ウイルス検査結果通知書により確認します。

- ⑥ 口座振替申込書兼債権者登録票
- ⑦ 通帳の写し(預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人(カナ表示)が印字されたページ)

様式ダウンロード↓



5 申請受付窓口 県保健所 感染症対策係(受付時間 平日 8:30~17:00)

四国中央保健所:0896-23-3360 西条保健所:0897-56-1300 今治保健所:0898-23-2500

中予保健所:089-909-8757 八幡浜保健所:0894-22-4111 宇和島保健所:0895-22-5211

令和8年度概算要求 167億円（令和7年度予算額 162億円）

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

78億円（80億円）

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円（39億円）

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円（5億円）

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療研究センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円（2億円）

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

43億円（36億円）

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

（参考）B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,181億円（1,181億円）